児童手当手続確認フローチャート

★児童手当手続確認フローチャート（生計中心者が公務員の場合や、他市区町村から児童手当（特例給付）を受給している場合を除く。）

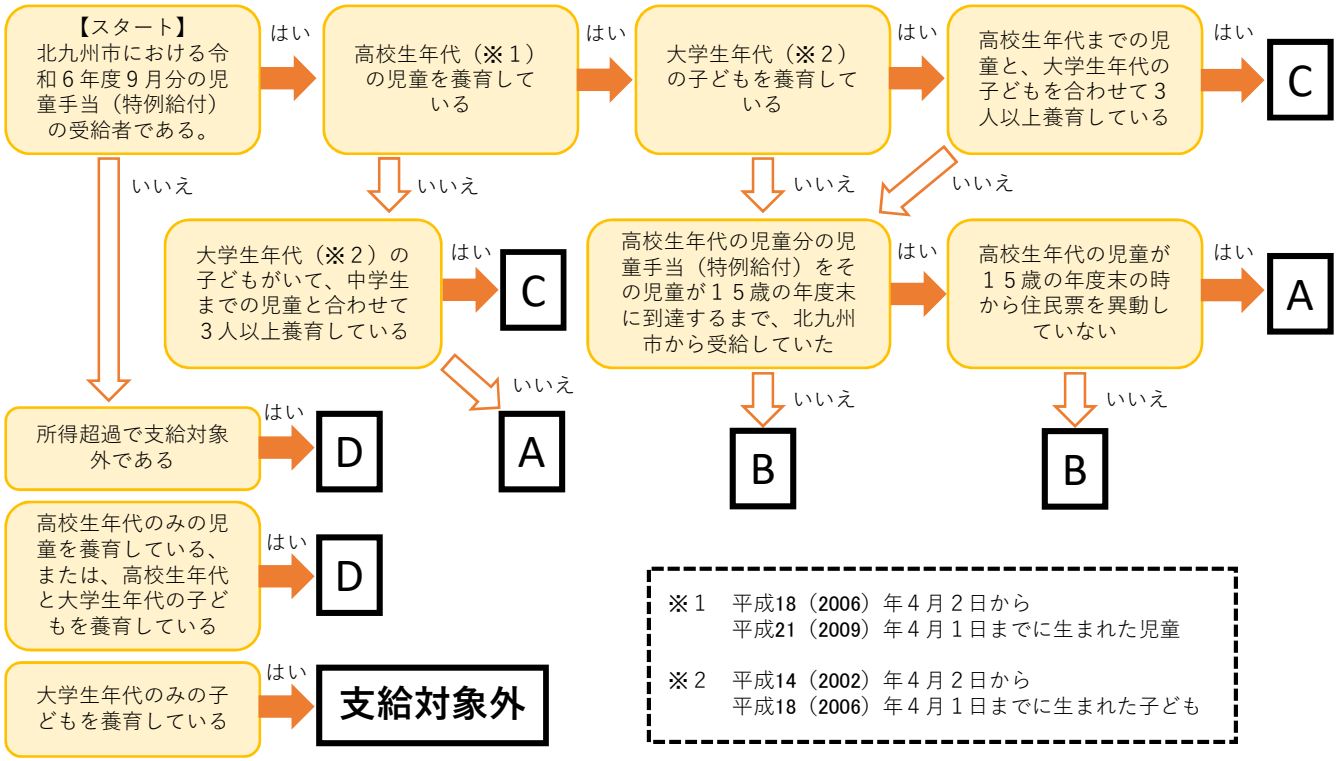

※以下、該当のアルファベットの手続き内容を確認してください。

A に該当する人は、手続不要です。高校生年代の児童がいる場合および児童が３人以上いる場合は、職権で額改定（増額）します。

B に該当する人は、手続きが必要です。以下の書類を提出してください。

・児童手当 額改定請求書
・児童手当 別居監護申立書（高校生年代の児童と別居している場合のみ必要）

C に該当する人は、手続きが必要です。以下の書類を提出してください。

・監護相当・生計費の負担についての確認書
【高校生年代の児童を養育している人】
その児童分の児童手当（特例給付）を、その児童が15歳の年度末に到達するまで、北九州市から受給していなかった場合、受給していたがその児童が15歳の年度末の時点から住民票の異動をした場合は、B の書類も提出が必要です。

D に該当する人は、手続きが必要です。以下を確認し、該当する書類を提出してください。

【高校生年代までの児童を養育している人、高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が２人以下となる人】
・児童手当 新規認定請求書（兼 現況届）
・児童手当 別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要。）
【高校生年代までの児童と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が３人以上となる人】
・児童手当 新規認定請求書（兼 現況届）
・児童手当 別居監護申立書（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要。大学生年代の子どもと別居している場合は不要。）
・監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもについて記入し、提出が必要）
※その他、新規認定請求を行う方は、請求者名義の口座が確認出来るもの（通帳・キャッシュカードの写し）など、必要な添付書類があります。ホームページを確認のうえ、必要書類をご確認ください。

※ 提出後の審査で、支給の可否を決定します。結果は改めてお知らせします。